

保育料基準額表

(単位：円/月)

世帯の階層区分			3号認定(3歳未満)		1号(教育)認定 2号(保育)認定 ※3歳児クラス以上
階層 区分	定 義		保育認定 (標準時間)	保育認定 (短時間)	
A	生活保護		0	0	0
B	市町村民税非課税世帯		0	0	
C1	市町村民税均等割額のみ課税世帯		ひとり親世帯等	0	
			上記以外	14,000	
C2	1円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	0		
		上記以外	18,000		
D1	48,600円以上 72,000円未満	ひとり親世帯等	0		
		上記以外	23,000		
D2-1	72,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	0		
		上記以外	29,000		
D2-2	77,101円以上97,000円未満		29,000	28,500	
D3	97,000円以上130,000円未満		35,000	34,400	
D4	130,000円以上169,000円未満		39,000	38,300	
D5	169,000円以上250,000円未満		42,000	41,200	
D6	250,000円以上301,000円未満		44,000	43,200	
D7	301,000円以上397,000円未満		47,000	46,200	
D8	397,000円以上		50,000	49,100	

※1 所得割額は、住宅借入金等特別控除、寄附金控除、配当控除、外国税控除の適用前の額で算定します。

※2 保育所等に通っている、または障がい児通所支援を利用している児童が、同一世帯に2人以上いる場合、入所等の児童で数えて、第2子は半額、第3子以降は全額免除となります。

※3 ※2の対象とならなかった場合、または※2による減免を受けたうえで、なお自己負担が発生する場合、現に扶養する18歳以下の児童のうち、出生順位が第1位の児童を第1子とし、第3子以降は全額免除します。

※4 ひとり親世帯等以外の世帯で、所得割額が57,700円未満の場合、現に扶養する18歳以下の児童のうち、出生順位が第1位の児童を第1子とし、第2子は半額、第3子以降は全額免除となります。

※5 ひとり親世帯等で、所得割額が77,101円未満の場合、現に扶養する18歳以下の児童のうち、出生順位が第1位の児童を第1子とし、第1子はB階層と同額、第2子以降は全額免除となります。